

# 農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和 5 年 9 月

宇 都 宮 市

## 《目 次》

<b>第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</b> . . . . .	p 1
1 本市農業の現状 . . . . .	p 1
2 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」見直しの趣旨 . . . . .	p 1
3 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標 . . . . .	p 2
4 施策の方向 . . . . .	p 2
5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標 . . . . .	p 4
(1) 新規就農の現状 . . . . .	p 4
(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標 . . . . .	p 4
(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組 . . . . .	p 4
<b>第 2 農業経営の規模，生産方式，経営管理の方法，農業従事の態様等に関する営農の     類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標</b> . . . . .	p 5
<b>第 2 の 2 農業経営の規模，生産方式，経営管理の方法，農業従事の態様等に関する     営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営     の指標</b> . . . . .	p 13
<b>第 3 第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか，農業を担う者の確保及び育成に     関する事項</b> . . . . .	p 18
<b>第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標     その他農用地の利用関係の改善に関する事項</b> . . . . .	p 18
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積 に関する目標 . . . . .	p 18
2 効率的かつ安定的な農業経営の育成すべき経営体数の目標 . . . . .	p 19
3 農用地の利用関係の改善に関する事項 . . . . .	p 19
(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状 . . . . .	p 19
(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン . . . . .	p 19
(3) 関係団体等との連携体制 . . . . .	p 19
4 実質化された人・農地プラン又は地域計画との一体的な運用に関する基本的な 事項 . . . . .	p 19
5 経営改善計画の目標達成に向けた支援に関する事項 . . . . .	p 20
<b>第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</b> . . . . .	p 20
1 地域計画推進事業に関する事項 . . . . .	p 20
(1) 協議の場の開催時期 . . . . .	p 20
(2) 協議の場の情報提供の方法 . . . . .	p 20
(3) 協議の場の参加者 . . . . .	p 20
(4) 相談窓口 . . . . .	p 21
(5) 地域計画の区域の基準 . . . . .	p 21
(6) 地域計画の策定の進め方 . . . . .	p 21
2 利用券設定等促進事業に関する事項（地域計画策定までの経過措置） . . . . .	p 21
(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件 . . . . .	p 21
(2) 利用権の設定等の内容 . . . . .	p 23
(3) 開発を伴う場合の措置 . . . . .	p 23
(4) 農用地利用集積計画の策定期間 . . . . .	p 23
(5) 要請及び申出 . . . . .	p 24
(6) 農用地利用集積計画の作成 . . . . .	p 24
(7) 農用地利用集積計画の内容 . . . . .	p 25

(8) 同意	p 25
(9) 公告	p 26
(10) 公告の効果	p 26
(11) 利用権の設定等を受けた者の責務	p 26
(12) 紛争の処理	p 26
(13) 農用地利用集積計画の取消し等	p 26
3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	
その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	p 27
(1) 農用地利用改善事業の実施の促進	p 27
(2) 区域の基準	p 27
(3) 農用地改善事業の内容	p 27
(4) 農用地利用規程の内容	p 28
(5) 農用地利用規程の認定	p 28
(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規定の認定	p 28
(7) 農用地利用改善団体の勧奨等	p 29
(8) 農用地利用改善事業の指導, 援助	p 30
4 (公財)宇都宮市農業公社が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	p 30
(1) 農作業の受委託の促進	p 30
(2) (公財)宇都宮市農業公社による農作業の受委託のあっせん等	p 31
5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	p 31
(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組	p 31
(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組	p 31
(3) 関係機関等の役割	p 32
6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	p 32
(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	p 32
(2) 推進体制等	p 34

**第6 その他** p 35

別紙1 (第5の1の(1)⑥関係) p 36

別紙2 (第5の1(2)関係) p 37

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合 p 37

II 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合 p 38

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合 p 39

IV 所有権の移転を受ける場合 p 39

## 第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 本市農業の現状

本市の農業は、首都圏や都市近郊に位置する地理的優位性を有し、農地の多くはおおむね平坦で、鬼怒川を始めとした西鬼怒川、田川、山田川、姿川などの水系に恵まれていることから水利は安定するとともに、土地基盤の整備が必要な農地の約 89%にあたり 7,363ha の整備が完了しており、経営耕地面積は、約 9,472ha と県内第 2 位であり、平均経営耕地面積においても 2.8ha と他の類似都市と比較してはるかに大きく、有利な生産条件を備えている。

さらに、本市の気候は、平均気温 14.3 度と比較的温暖で、夏と冬の寒暖差や昼夜の気温の差も大きい内陸性気候となっており、冬晴れる日（日射量）が多いのが特長であり、風水害等も少なく、農業を営むうえで恵まれた自然環境にある。

このような条件のもと、水稻を基幹作物として、園芸、花き、果樹、畜産など多様な農業を展開し、首都圏への農産物の供給基地として確固たる地位を確立してきた。

しかしながら、本市の農業構造については、兼業化や農業就業人口の減少、高齢化が進行し、土地利用型農業を中心に担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有意識が根強く残っており、兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は進展しにくい状況で推移してきたが、今後、兼業農家の高齢化が一層進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、農業就業人口の高齢化や減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地の遊休化が懸念されている。

このような状況の中、農業経営基盤の強化を促進するため、効率的かつ安定的な農業経営の育成や担い手への農地の利用集積を一層進めるとともに、農業経営基盤強化促進事業や関連事業を総合的に推進していく必要がある。

### 2 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」見直しの趣旨

本市は、平成 6 年 3 月、本市の望ましい農業構造の目標を明らかにする「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を策定し、平成 12 年 3 月、平成 18 年 3 月、平成 19 年 3 月、平成 22 年 3 月、平成 26 年 9 月及び令和 4 年 1 月に見直しを行い、農業経営改善計画認定制度など農業経営基盤強化促進事業を展開し、認定農業者の確保・育成や認定農業者等への農地の集積を進めてきたところである。

今回、令和 4 年 5 月に「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」に基づく農業経営基盤強化促進法が改正されたことに伴い、令和 5 年 6 月、県において「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が見直されたことから、

これらを踏まえ本基本的な構想を見直すものである。

### 3 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町における優良な経営の事例等を踏まえつつ、他産業従事者と比較して遜色のない農業所得及び労働時間の水準を目標とする次表のとおりとし、これらの農業経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することを目指す。

農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間労働所得	年間労働時間
1 経営体当たり 580万円以上	主たる農業従事者1人当たり 2,000時間程度

※1日8時間労働で年間250日

なお、組織経営体の所得目標は、主たる農業従事者の員数により判断する。また、組織経営体の主たる農業従事者1人当たりの所得目標は、個別経営体の1経営体当たりの目標を参考とする。

### 4 施策の方向

本市は、農業者又は農業関係団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

- ① (公財)宇都宮市農業公社や宇都宮市農業委員会、宇都宮農業協同組合等が十分な連携の下で濃密な指導を行うため、宇都宮市農業再生協議会を設置し、集落段階における担い手の明確化や将来ビジョン策定のための徹底した話し合いを促進し、集落営農の組織化を支援する。さらに、望ましい農業経営を目指す農業者やその集団に対して、上記の協議会が主体となって経営診断や経営改善方策の提示等の支援を行う。
- ② 土地利用型農業による発展を図ろうとする農業者に対しては、市農業公社の活動を積極的に展開するとともに、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、利用権設定や農作業受委託を促進する。
- ③ 水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法(昭

和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。) 第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体 (以下「認定農業者」という。) の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかになるよう指導する。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

- ④ 生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域や営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、法人形態への誘導を図る。
- ⑤ 高齢化等の進展により、担い手等の確保が困難となる地域では、地域農業の維持・発展のため、集落営農組織間の連携や合併等の再編の推進、及び広域的に農業経営を営む法人等の設立や企業の農業参入の推進等により、新たな担い手の確保・育成を図る。
- ⑥ 農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結や農業経営改善計画の共同申請の推進や、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかけるなど、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。
- ⑦ 法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、(公財)宇都宮市農業公社の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積やその他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的な活用を図るものとする。
- ⑧ 土地基盤の整備事業等の実施に当たっては、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。
- ⑨ 本市は、宇都宮市農業再生協議会において、認定農業者や今後認定を受けようとする農業者等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の指導や研修会の開催などを重点的に行う。また、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の検証と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

## 5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

### (1) 新規就農の現状

本市の令和2年度の新規就農者は22人であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、将来にわたり本市農産物が安定的に生産され、市民の「食」が確保されるよう、将来の地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

新規就農の現状を踏まえ、本市において青年層に農業を職業として選択してもらえよう、農業経営開始から5年後の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

#### ア 確保・育成すべき人数の目標

国における新規就農者の年間の確保・定着目標や県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた年間の青年等の育成・確保目標を踏まえ、本市においては、10年後に離農する可能性がある認定農業者相当数の確保を目標とし、次表のとおりとする。

新たに農業経営を営もうとする 青年等の年間確保目標
36人

#### イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得の確保を目標とし、次表のとおりとする。

農業で生計が成り立つ年間農業所得	年間労働時間
1経営体当たり 200万円以上	主たる農業従事者1人当たり 2,000時間程度

※1日8時間労働で年間250日

なお、組織経営体の所得目標は、主たる農業従事者の員数により判断する。また、組織経営体の主たる農業従事者1人当たりの所得目標は、個別経営体の1経営体当たりの目標を参考とする。

### (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、農地については、宇都宮市農業委員会や（公財）宇都宮市農業公社、農地中間管理機

構による紹介とともに、農地の出し手への支援により、就農希望者が農地を確保しやすい環境を整備する。また、農業技術・経営面については、栃木県河内農業振興事務所や宇都宮農業協同組合等による重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3に掲げる目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標は、次のとおりである。また、経営の多角化の参考として、本市における6次産業化の主な取組事例を記載する。

### 〔モデル的経営類型の指標〕

(個別経営体)

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No. 1 水 稲 + 麦 + 大 豆	<作付面積等> 水稲 10.0ha 麦 8.0ha 大豆 8.0ha  <経営面積> 18.0ha	<資本装備> トラクター 60ps 1台 乗用田植機 6条 1台 自脱型コンバイン 4条 1台 乾燥調製はRC・CE利用 乾燥機の場合は2.4t  <共同利用> ローターシーダー・大豆コンバインほか 圃場の団地化を図る。	・複式簿記の実施 ・適正な税務申告 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族の役割分担の明確化
No. 2 水 稲 + ね ぎ	<作付面積等> 水稲 6.0ha ねぎ 1.5ha  <経営面積> 7.5ha	<資本装備> トラクター 34ps 1台 乗用田植機 5条 1台 自脱型コンバイン 3条 1台 乾燥調製はRC・CE利用 乾燥機の場合は2.4t  <共同利用> ローターシーダー、溝掘機ほか 圃場の団地化を図る。	・複式簿記の実施 ・適正な税務申告 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族の役割分担の明確化



<p>No. 3</p> <p>水 稻 + たまねぎ</p>	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水稲 8.0 ha たまねぎ 1.0 ha</p> <p>〈経営面積〉 9.0 ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター 34ps 1台 乗用田植機 5条 1台 自脱型コンバイン 3条 1台 乾燥調製はRC・CE利用 乾燥機の場合は2.4t</p> <p>〈共同利用〉 ロータリーシーダー, 溝掘機ほか 圃場の団地化を図る。</p>	<p>・複式簿記の実施 ・適正な税務申告 ・青色申告の実施</p>	<p>・休日制の導入 ・家族の役割分担の明確化</p>
<p>No. 4</p> <p>水 稻 + 麦 + 夏秋なす</p>	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水稲 6.0 ha 麦 4.0 ha 夏秋なす 0.4 ha</p> <p>〈経営面積〉 10.4 ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター 34ps 1台 乗用田植機 5条 1台 自脱型コンバイン 3条 1台 乾燥調製はRC・CE利用 乾燥機の場合は2.4t</p> <p>V字支柱 1式</p> <p>〈共同利用〉 ロータリーシーダー, 溝掘機ほか 圃場の団地化を図る。</p>	<p>・複式簿記の実施 ・適正な税務申告 ・青色申告の実施</p>	<p>・休日制の導入 ・家族の役割分担の明確化</p>
<p>No. 5</p> <p>水 稻 + いちご</p>	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水稲 10.0 ha いちご 0.2 ha</p> <p>〈経営面積〉 10.2 ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター 60ps 1台 乗用田植機 6条 1台 自脱型コンバイン 3条 1台 パイプハウス 20a 乾燥調製はRC・CE利用 乾燥機の場合は2.4t</p> <p>夜冷施設, 予冷施設, 電照施設, 炭酸ガス発生装置ほか</p> <p>〈共同利用〉 ロータリーシーダー, 大豆コンバインほか 圃場の団地化を図る。</p>	<p>・複式簿記の実施 ・適正な税務申告 ・青色申告の実施</p>	<p>・休日制の導入 ・家族の役割分担の明確化</p>

<p>No. 6</p> <p>水 稲 + 麦 + に ら</p>	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>水稲 6.0ha 麦 4.0ha にら 0.4ha</p> <p>&lt;経営面積&gt; 10.4ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>トラクター 34ps 1台 乗用田植機 5条 1台 自脱型コンバイン 3条 1台 乾燥調製はRC・CE利用 乾燥機の場合は2.4t</p> <p>パイプハウス 40a</p> <p>&lt;共同利用&gt; ロータリーシーダー, 溝掘機ほか 圃場の団地化を図る。</p>	<p>・複式簿記の 実施 ・適正な税務 申告 ・青色申告の 実施</p>	<p>・休日制の 導入 ・家族の役 割分担の明 確化</p>
<p>No. 7</p> <p>水 稲 + 麦 + アスパラガス</p>	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>水稲 6.0ha 麦 4.0ha アスパラガス 0.3ha</p> <p>&lt;経営面積&gt; 10.3ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>トラクター 34ps 1台 乗用田植機 5条 1台 自脱型コンバイン 3条 1台 乾燥調製はRC・CE利用 乾燥機の場合は2.4t</p> <p>パイプハウス 30a</p> <p>&lt;共同利用&gt; ロータリーシーダー, 溝掘機その他 圃場の団地化を図る。</p>	<p>・複式簿記の 実施 ・適正な税務 申告 ・青色申告の 実施</p>	<p>・休日制の 導入 ・家族の役 割分担の明 確化</p>
<p>No. 8</p> <p>水 稲 + 麦 + 椎茸 (菌床)</p>	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>水稲 6.0ha 麦 4.0ha 菌床 15,000床</p> <p>&lt;経営面積&gt; 10.0ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>トラクター 34ps 1台 乗用田植機 5条 1台 自脱型コンバイン 3条 1台 菌床栽培施設 一式 乾燥調製はRC・CE利用 乾燥機の場合は2.4t</p> <p>&lt;共同利用&gt; ロータリーシーダー, 溝掘機その他 圃場の団地化を図る。</p>	<p>・複式簿記の 実施 ・適正な税務 申告 ・青色申告の 実施</p>	<p>・休日制の 導入 ・家族の役 割分担の明 確化</p>

No. 9 いちご	<作付面積等> いちご 0.5 ha  <経営面積> 0.5 ha	<資本装備> トラクター 1台 パイプハウス 50 a 夜冷施設, 予冷施設, 電照施設, 炭酸ガス発生装置ほか	・複式簿記の実施 ・適正な税務申告 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族の役割分担の明確化
No. 10 冬春トマト	<作付面積等> 冬春トマト 0.6 ha  <経営面積> 0.6 ha	<資本装備> トラクター 1台 低コスト耐候性ハウス 60 a 自動カーテン, 灌水施設ほか	・複式簿記の実施 ・適正な税務申告 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族の役割分担の明確化
No. 11 半促成トマト + 抑制トマト	<作付面積等> 半促成トマト 0.4 ha 抑制トマト 0.4 ha  <経営面積> 0.8 ha	<資本装備> トラクター 1台 パイプハウス 80 a 自動カーテン, 灌水施設ほか	・複式簿記の実施 ・適正な税務申告 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族の役割分担の明確化
No. 12 きゅうり (周年)	<作付面積等> きゅうり 0.4 ha  <経営面積> 0.4 ha	<資本装備> トラクター 1台 大型連棟ハウス 40 a 暖房機, 灌水施設, 自動カーテンほか	・複式簿記の実施 ・適正な税務申告 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族の役割分担の明確化
No. 13 にら (周年)	<作付面積等> にら 0.7 ha  <経営面積> 0.7 ha	<資本装備> トラクター 34ps 1台 パイプハウス 70 a 袴取機(コンプレッサー) 1台 定植機 1台	・複式簿記の実施 ・適正な税務申告 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族の役割分担の明確化

<p>No. 14 なし</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; なし 2.0ha  &lt;経営面積&gt; 2.0ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; トラクター 1台 スピードスプレーヤ 1台 フロントローダ 1台 マニユアスプレッダー 1台</p>	<p>・複式簿記の 実施 ・適正な税務 申告 ・青色申告の 実施</p>	<p>・休日制の 導入 ・家族の役 割分担の明 確化</p>
<p>No. 15 洋らん</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; 洋らん 0.2ha  &lt;経営面積&gt; 0.2ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; ガラス温室 20a 冷暖房施設 灌水施設 輸送車ほか</p>	<p>・複式簿記の 実施 ・適正な税務 申告 ・青色申告の 実施</p>	<p>・休日制の 導入 ・家族の役 割分担の明 確化</p>
<p>No. 16 ユリ</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; ユリ 0.5ha  &lt;経営面積&gt; 0.5ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 硬質フィルムハウス 50a 灌水施設 冷蔵庫</p>	<p>・複式簿記の 実施 ・適正な税務 申告 ・青色申告の 実施</p>	<p>・休日制の 導入 ・家族の役 割分担の明 確化</p>
<p>No. 17 バラ</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; バラ 0.3ha  &lt;経営面積&gt; 0.3ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 硬質フィルムハウス 30a ロックウールシステム1式 灌水施設 冷蔵庫</p>	<p>・複式簿記の 実施 ・適正な税務 申告 ・青色申告の 実施</p>	<p>・休日制の 導入 ・家族の役 割分担の明 確化</p>

No. 18 水稻 + りんどう	<作付面積等> 水稻 6.0ha りんどう 0.5ha  <経営面積> 6.5ha	<資本装備> トラクター 34ps 1台 乗用田植機 5条 1台 自脱型コンバイン 3条 1台 パイプハウス 50a 乾燥調製はRC・CE利用 乾燥機の場合は2.4t 夜冷施設, 予冷施設, 電照施設, 炭酸ガス発生装置ほか <共同利用> ローターシーダー, 大豆コンバインほか 圃場の団地化を図る。	・複式簿記の実施 ・適正な税務申告 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族の役割分担の明確化
No. 19 酪農	<飼養頭数等> 成牛 60頭 育成牛 20頭 飼料作物 12.0ha  <経営面積> 12.0ha	<資本装備> 大型トラクター 1台 中型トラクター 1台 ロールベラー 1台 マニユアスプレッダー 1台 畜舎 1150㎡ 堆肥舎 630㎡	・複式簿記の実施 ・適正な税務申告 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族の役割分担の明確化 ・ヘルパー制度の活用
No. 20 肉牛 (繁殖) + 水稻	<飼養頭数等> 繁殖雌牛 40頭 水稻 6.0ha 飼料作物 4.0ha  <経営面積> 10.0ha	<資本装備> 牛舎 550㎡ 堆肥舎 190㎡ トラクター 34ps 1台 自脱型コンバイン 3条 1台 乾燥調製はRC・CE利用 乾燥機の場合は2.4t	・複式簿記の実施 ・適正な税務申告 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族の役割分担の明確化
No. 21 肉牛 (肉専肥育)	<飼養頭数等> 肉牛 130頭  (発酵粗飼料等の作付は耕畜連携により耕種農家に委託)	<資本装備> 牛舎 1700㎡ 堆肥舎 630㎡ トラクター 34ps 1台	・複式簿記の実施 ・適正な税務申告 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族の役割分担の明確化

No. 22 養豚	〈飼養頭数等〉		〈資本装備〉		・複式簿記の 実施 ・適正な税務 申告 ・青色申告の 実施	・休日制の 導入 ・家族の役 割分担の明 確化
	繁殖豚	110頭	繁殖豚舎	300㎡		
	出荷肉豚	2,400頭	種雄豚舎	150㎡		
			育成豚舎	100㎡		
			堆肥舎	1棟		
			糞尿処理施設	1基		

(組織経営体)

No. 23 水稲 + 麦 + 大豆 (主たる従事 者3人)	〈作付面積等〉		〈資本装備〉		・複式簿記の 実施 ・適正な税務 申告 ・地域営農の 実施	・休日制の 導入 ・組織機能 の強化
	水稲	32.0ha	トラクター	40ps 3台		
	麦	22.0ha	乗用田植機	6条 3台		
	大豆	22.0ha	自脱型コンバイン	4条 2台		
	〈経営面積〉		大豆コンバイン	1台		
	54ha		乾燥調製はRC・CE利用			
	その他作業受託		乾燥機の場合は2.4t			
			圃場の団地化を図る。			

○ 経営の多角化（6次産業化）の主な取組事例

No	主な品目	製造・加工内容	取組のポイント・課題
1	米	米粉パン製造・販売	<p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家生産の米を製粉加工・パンを製造し、自社店舗販売や移動販売事業者に卸す。生産から製造・販売の一体的な取組みにより、付加価値をつけた販売が可能。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製粉機械や製造・発酵・加工施設等の設置が必要</li> </ul>
2	かんぴょう にんじん 大根 など	漬物加工・販売	<p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家生産のかんぴょう等を漬物に加工し、各種農業イベントや直売所にて販売。生産から製造・販売の一体的な取組みにより、付加価値をつけた販売が可能。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加工施設等の設置が必要</li> </ul>
3	ゆず	果汁・粉末の加工，販売	<p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆずを自家工場加工して商品化し、主に食品・菓子製造業者に販売。生産者を組織化した組合からの供給により、原料を安定的に確保することが可能。加工技術により賞味期限を延長することが可能になることから、収穫時期以外でも商品を販売することができる。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他県産のゆず（暖地ゆず等）との差別化</li> </ul>
4	梨	ジュース・ジャム（コンフィチュール）・ピクルスの加工，販売	<p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・完熟堆肥などを使用して栽培した梨を、ジュースやコンフィチュールに加工し商品化。生産から加工、販売までを一体的に取り組むことにより、商品に新たな付加価値をつけて販売。加工技術により賞味期限を延長することが可能になることから、収穫時期以外でも商品を販売することができる。規格外品の有効利用による、廃棄の削減。自家工場での加工のほか、商工業者との連携により新しい商品を開発。自社店舗、直売所のほか、ホームページによる通信販売を実施することにより、販路を拡大。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・類似他商品との差別化</li> </ul>
5	りんご	ドライフルーツ（チップ）・ジュース・ゼリーの加工，販売	<p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「熱風発生機」や「乾燥機」を使用し、規格外品を特殊な方法で加工し商品化。完熟りんごを自家工場加工、瓶詰めし販売。生産から加工、販売までを一体的に取り組むことにより、商品に新たな付加価値をつけて販売。加工技術により賞味期限を延長することが可能になることから、収穫時期以外でも商品を販売することができる。規格外品の有効利用による、廃棄の削減。自社店舗のほか、ホームページによる通信販売を実施することにより、販路を拡大。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・類似他商品との差別化</li> </ul>

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の5の(2)のイに掲げる目標を可能とする青年等が目指すべき農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な経営類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔モデル的経営類型の指標〕

(個別経営体)

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No. 1 水 稻 + 麦 + 大 豆	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>水稲 5.0ha 麦 3.0ha 大豆 3.0ha</p> <p>&lt;経営面積&gt; 8.0ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>トラクター 35ps 1台 乗用田植機 4条 1台 自脱型コンバイン 3条 1台 乾燥調製はRC・CE利用 乾燥機の場合は2.4t</p> <p>&lt;共同利用&gt;</p> <p>ロータリーシーダー・大豆コンバインほか 圃場の団地化を図る。</p>	<p>・複式簿記の 実施</p> <p>・青色申告の 実施</p>	<p>・労働力 2名</p> <p>・役割分担 の明確化</p> <p>・臨時雇用 の導入</p>
No. 2 いちご	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>いちご 0.15ha</p> <p>&lt;経営面積&gt; 0.15ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>パイプハウス 15a 自動換気・カーテン装置 夜冷施設・予冷施設 畝上機 1台</p>	<p>・複式簿記の 実施</p> <p>・青色申告の 実施</p>	<p>・労働力 2名</p> <p>・役割分担 の明確化</p> <p>・臨時雇用 の導入</p>
No. 3 夏秋いちご	<p>&lt;作付面積等&gt;</p> <p>夏秋いちご 0.1ha</p> <p>&lt;経営面積&gt; 0.1ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>パイプハウス 10a 自動換気・遮光資材 予冷施設 畝上機 1台</p>	<p>・複式簿記の 実施</p> <p>・青色申告の 実施</p>	<p>・労働力 2名</p> <p>・役割分担 の明確化</p> <p>・臨時雇用 の導入</p>



No. 4 夏秋なす + しゅんぎく	<作付面積等> 夏秋なす 0.25 ha しゅんぎく 0.1 ha  <経営面積> 0.35 ha	<資本装備> トラクター 25 ps 1台 支柱用パイプ パイプハウス 10 a	・複式簿記の 実施 ・青色申告の 実施	・労働力 2名 ・役割分担 の明確化 ・臨時雇用 の導入
No. 5 半促成トマト + 抑制トマト	<作付面積等> 半促成トマト 0.2 ha 抑制トマト 0.2 ha  <経営面積> 0.4 ha	<資本装備> トラクター 1台 パイプハウス 40 a 自動カーテン, 灌水施設ほか	・複式簿記の 実施 ・青色申告の 実施	・労働力 2名 ・役割分担 の明確化 ・臨時雇用 の導入
No. 6 冬春トマト	<作付面積等> 冬春トマト 0.15 ha  <経営面積> 0.15 ha	<資本装備> 連棟ハウス 15 a 灌水施設 15 a 暖房機 一式	・複式簿記の 実施 ・青色申告の 実施	・労働力 2名 ・役割分担 の明確化 ・臨時雇用 の導入
No. 7 にら (周年)	<作付面積等> にら 0.25 ha  <経営面積> 0.25 ha	<資本装備> パイプハウス 25 a にら袴取機 1台	・複式簿記の 実施 ・青色申告の 実施	・労働力 2名 ・役割分担 の明確化 ・臨時雇用 の導入
No. 8 アスパラガス	<作付面積等> アスパラガス 0.2 ha  <経営面積> 0.2 ha	<資本装備> パイプハウス 20 a 予冷库 (0.5 坪) 1台	・複式簿記の 実施 ・青色申告の 実施	・労働力 2名 ・役割分担 の明確化 ・臨時雇用 の導入

No. 9 椎茸 (菌床)	<作付面積等> 椎茸 (菌床) 8,000 床  <経営面積> 8,000 床	<資本装備> 菌床栽培施設 一式	・複式簿記の 実施 ・青色申告の 実施	・労働力 2 名 ・役割分担 の明確化 ・臨時雇用 の導入
No. 10 きゅうり (周年)	<作付面積等> きゅうり 0.15 ha  <経営面積> 0.15 ha	<資本装備> 連棟ハウス 15 a 灌水施設 15 a 暖房機 一式	・複式簿記の 実施 ・青色申告の 実施	・労働力 2 名 ・役割分担 の明確化 ・臨時雇用 の導入
No. 11 ねぎ	<作付面積等> 秋冬ねぎ 0.3 ha 夏ねぎ 0.2 ha  <経営面積> 0.5 ha	<資本装備> トラクター 25ps 1 台 管理機 1 台 ねぎ剥ぎ機 1 台	・複式簿記の 実施 ・青色申告の 実施	・労働力 2 名 ・役割分担 の明確化 ・臨時雇用 の導入
No. 12 たまねぎ + しゅんぎく	<作付面積等> たまねぎ 0.5 ha しゅんぎく 0.1 ha  <経営面積> 0.6 ha	<資本装備> トラクター 25ps 1 台 パイプハウス 10 a たまねぎ省力機械化体系	・複式簿記の 実施 ・青色申告の 実施	・労働力 2 名 ・役割分担 の明確化 ・臨時雇用 の導入
No. 13 なし	<作付面積等> なし 1.0 ha  <経営面積> 1.0 ha	<資本装備> トラクター 25ps 1 台 予冷庫 (0.5 坪) 1 台 スピードスプレヤー (500ℓ) 1 台 ハンマーナイフマー 1 台 多目的防災網 100 a 防霜ファン 100 a	・複式簿記の 実施 ・青色申告の 実施	・労働力 2 名 ・役割分担 の明確化 ・臨時雇用 の導入

No. 14 洋らん	<作付面積等> 洋らん 0.1ha  <経営面積> 0.1ha	<資本装備> 連棟ハウス 10a 灌水施設 10a 冷暖房機 一式	・複式簿記の 実施 ・青色申告の 実施	・労働力 2名 ・役割分担 の明確化 ・臨時雇用 の導入
No. 15 ユリ	<作付面積等> ユリ 0.1ha  <経営面積> 0.1ha	<資本装備> 連棟ハウス 10a 灌水施設 10a 暖房機 一式	・複式簿記の 実施 ・青色申告の 実施	・労働力 2名 ・役割分担 の明確化 ・臨時雇用 の導入
No. 16 バラ	<作付面積等> バラ 0.1ha  <経営面積> 0.1ha	<資本装備> 連棟ハウス 10a 灌水施設 10a 暖房機 一式	・複式簿記の 実施 ・青色申告の 実施	・労働力 2名 ・役割分担 の明確化 ・臨時雇用 の導入
No. 17 りんどう	<作付面積等> りんどう 0.2ha  <経営面積> 0.2ha	<資本装備> パイプハウス 20a	・複式簿記の 実施 ・青色申告の 実施	・労働力 2名 ・役割分担 の明確化 ・臨時雇用 の導入
No. 18 酪農	<飼養頭数等> 成牛 20頭 育成牛 8頭 飼料作物 6.0ha	<資本装備> 牛舎 200m <sup>2</sup> トラクター 68ps 1/4台 トラクター 30ps 1台 堆肥舎 120m <sup>2</sup> 尿溜 1基	・複式簿記の 実施 ・青色申告の 実施	・労働力 2名 ・役割分担 の明確化 ・臨時雇用 の導入

No. 19 肉牛 (繁殖) + 水稲	<飼養頭数等> 成牛 15頭 育成牛 3頭 飼料作物 2.5ha 水稲 2.0ha	<資本装備> 牛舎 150m <sup>2</sup> トラクター 35ps 1台 堆肥舎 50m <sup>2</sup> 乗用田植機 4条 1/2台 自脱型コンバイン 3条 1/2台 乾燥調製はRC・CE利用	・複式簿記の 実施 ・青色申告の 実施	・労働力 2名 ・役割分担 の明確化 ・臨時雇用の 導入
No. 20 肉牛 (肉専肥育)	<飼養頭数等> 成牛 50頭 出荷牛 27頭	<資本装備> 牛舎 350m <sup>2</sup> トラクター 28ps 1台 堆肥舎 125m <sup>2</sup>	・複式簿記の 実施 ・青色申告の 実施	・労働力 2名 ・役割分担 の明確化 ・臨時雇用の 導入

(組織経営体)

No. 21 水稲 + 麦 + 大豆	<作付面積等> 水稲 10.0ha 麦 5.0ha 大豆 5.0ha  <経営面積> 15.0ha	<資本装備> トラクター 50ps 1台 乗用田植機 6条 1台 自脱型コンバイン 4条 1台 乾燥調製はRC・CE利用 乾燥機の場合は2.4t 圃場の団地化を図る。	・自己資本の 充実 ・青色申告の 実施 ・PCを活用 した経営管 理	・主たる農 業従事者 3 名 ・施設機械 の効率的利 用や農繁期 における臨 時雇用者の 確保による 作業管理の 効率化及び 過重労働の 防止 ・従事者全 員の社会保 険への加入
-----------------------------------	---	---	--	--

### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営体等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業並みの農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

#### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2のモデル営農類型ごとの個別経営体及び組織経営体が、将来の地域における農用地の利用の集積に関する目標は、次のとおりである。

なお、効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の利用集積については、農地中間管理事業の活用促進等により効率的かつ安定的な農業経営体への集約化を推進する。

効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の利用集積目標
----------------------------

80%
-----

(注) 集積の目標には、基幹的農作業（水稲については、耕起・代かき、田植え、収穫、その他の作物については、耕起、播種、収穫等）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。

## 2 効率的かつ安定的な農業経営の育成すべき経営体数の目標

経営形態	営農類型	育成すべき経営体数の目標
個別経営体	水稲+麦+大豆	248
	水稲+野菜等（複合）	265
	施設園芸	110
	果樹	50
	花き	38
	畜産	49
組織経営体	水稲+麦+大豆	16
	計	776

## 3 農用地の利用関係の改善に関する事項

### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市の平坦部においては、水稲を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大や面的な集積が停滞している。

### (2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するための施策・事業を推進していく。

### (3) 関係団体等との連携体制

本市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、宇都宮市農業委員会、宇都宮農業協同組合、宇都宮市土地改良区、(公財)宇都宮市農業公社等が連携して施策・事業等を推進する。

## 4 実質化された人・農地プラン又は地域計画との一体的な運用に関する基本的な事項

実質化された人・農地プラン又は地域計画に位置付けられた、今後の地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」という。）は、地域農業の担い手として認知されていることから、中心経営体から経営改善計画の認定申請があった際には、認定されるよう配慮するとともに、認定農業者が中心経営体に位置付けられるよう、指導・助言・情報提供等を行うものとする。

また、中心経営体が借り受けることで中心経営体の効率的かつ安定的な営農に支障がある農地（条件不利地等）については、農地の守り手・支え手などの多様な担い手が担っていくことによって地域の農地を地域全体で守っていく体制を推進する。

## 5 経営改善計画の目標達成に向けた支援に関する事項

認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善が図られるよう、農業経営指標を活用した自己チェックを推進し、経営改善計画の最終年における目標達成に向けて関係機関・団体等が連携して指導・助言等の支援を行うものとする。

また、経営改善計画の目標達成が見込めない農業者に対し、自らの経営改善に向けた意識の醸成や課題の明確化及び課題解決に資するため、栃木県農業経営相談所を活用し中小企業診断士等の専門家派遣や、関係機関・団体等が連携して指導・助言等の支援を行う農業経営改善支援事業を行うものとする。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、栃木県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する推進方針に定められた方向に即し、本市農業の地域特性を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に基づき農地中間管理事業との適切な役割分担を図りながら、農業経営基盤強化促進事業として、次の事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 利用権設定等促進事業（地域計画策定までの経過措置）
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

### 1 地域計画推進事業に関する事項

#### (1) 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、稲作、酪農、園芸作物等の繁忙期を避けて設定する。

#### (2) 協議の場の情報提供の方法

幅広い農業者の参画を図るため、市の広報やホームページへの掲載に加え、チラシを作成し、関係機関にも協力を依頼し、情報提供を行っていく。

#### (3) 協議の場の参加者

参加者については、区域内で営農している農業者をはじめ、多くの関係機関が参加するよう努めることとし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

#### (4) 相談窓口

協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を農業企画課に設置する。

#### (5) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農地等が含まれるように設定し、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農地として維持することが困難な農地については、農山漁村活性化法第5条に基づく活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

#### (6) 地域計画の策定の進め方

地域計画の策定に当たっては、関係機関と密に連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われている確認する。

## 2 利用権設定等促進事業に関する事項（地域計画策定までの経過措置）

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が、利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれの定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業に供されると認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとな



ることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲り受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸借、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が地域計画推進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業及び法第 7 条第 1 号に規定する農地売買等事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 宇都宮市長への確約書の提出や協定の締結を行なう等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行なうと認められること。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員，社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が，地域計画推進事業の実施により，当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合，①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし，利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い，かつ，これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか，利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後に備えるべき要件は，別紙1のとおりとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

地域計画推進事業の実施により，設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準，借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ）の方法，農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は，別紙2のとおりとする。

## (3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は，開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては，その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 本市は，①の開発事業計画が提出された場合において，次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には，農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を行う場合には，開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

## (4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 本市は，(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは，その都度，農用地利用集積計画を定める。

- ② 本市は，農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため，引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合に

において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

#### （5）要請及び申出

- ① 宇都宮市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、地域計画推進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、（4）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### （6）農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、（5）の①の規定による宇都宮市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、（5）の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（1）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の

利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のイに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積  
( (1)の④に定める者である場合については、賃貸借又は使用貸借による権利の設定に限る。 )
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの相手方及び方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の相手方及び方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払い(持分の付与を含む。)の相手方及び方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
  - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
  - イ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
    - (ア) 農用地を明け渡す際の現状回復の義務を負う者
    - (イ) 現状回復の費用の負担者
    - (ウ) 現状回復がなされないときの損害賠償の取決め
    - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め
    - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ご

とに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権，地上権，永小作権，質権，賃借権，使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし，数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が２０年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については，当該土地について２分の１を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

#### （９）公告

本市は，宇都宮市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは，その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

#### （１０）公告の効果

本市が（９）の規定による公告をしたときは，その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

#### （１１）利用権の設定等を受けた者の責務

地域計画推進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は，その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

#### （１２）紛争の処理

本市は，地域計画推進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は，借賃又は対価の支払等利用権の設定等の係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは，当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき，その円満な解決に努める。

#### （１３）農用地利用集積計画の取消し等

① 本市の長は，次に掲げる事項のいずれかに該当するときは，（９）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者に対し，相当の期限を定めて，必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が，その農用地において行なう耕作又は養畜の業により，周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が，地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行なっていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあつては，その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行なう耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

- ② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、宇都宮市農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。
- ア (9)の規程による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより、これらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
- イ ①の規程による勧告を受けたものがその勧告に従わなかったとき。
- ③ 本市は、②の規程による取り消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消に係る部分を本市の広報に記載することその他所定の手段により公告する。
- ④ 本市が③の規程による公告をしたときは、②の規程による取消に係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

### 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

#### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。ただし、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地が存在する場合や近隣の集落の者が集落内の農地を所有又は利用している場合など、一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

#### (3) 農用地改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)にする区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

#### (4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
  - イ 農用地利用改善事業の実施区域
  - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
  - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
  - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
  - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

#### (5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規定について本市の認定を受けることができる。
- ② 本市は、申請された農用地利用規定が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
  - ア 農用地利用規定の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ 農用地利用規定の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
  - エ 農用地利用規定が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規定で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規定を本市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規定の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規定の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況、将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地につ

いて利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き，農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること，定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を，当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て，農用地利用規定において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規定においては，（4）の①に掲げる事項のほか，次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本市は，②に規定する事項が定められている農用地利用規定について（5）の①の認定の申請があった場合において，農用地利用規定の内容が（5）の②に掲げた要件のほか，次に掲げる要件に該当するときは，（5）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に，特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること，又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規定（以下「特定農用地利用規定」という。）で定められた特定農業法人は，認定農業者と，特定農用地利用規定は，法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### （7）農用地利用改善団体の勸奨等

① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は，当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは，その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ，著しく劣っていると認められる農用地について，当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には，その者）である当該認定団体の構成員に対し，認定農業者（特定農用地利用規定で定めるところに従い，農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては，当該特定農用地利用規定で定められた特定



農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規定に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規定で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規定で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、河内農業振興事務所、宇都宮市農業委員会、宇都宮農業協同組合、農地中間管理機構((公財)栃木県農業振興公社)、(公財)宇都宮市農業公社等の指導、助言を求めてきたときは、宇都宮市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### 4 (公財)宇都宮市農業公社が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア (公財)宇都宮市農業公社その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域および作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) (公財) 宇都宮市農業公社による農作業の受委託のあっせん等

(公財) 宇都宮市農業公社は、農作業受委託のあっせんの窓口開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の5の(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

とちぎ農業経営・就農支援センターや栃木県河内農業振興事務所、宇都宮農業協同組合等と連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、本市での就農に向けた情報の提供を行う。また、本市の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって関係機関が連携・協力したフォローアップ体制を構築することにより、当該青年等の営農状況を把握し、必要な支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 技術習得のための支援

農業経営に必要な栽培技術や経営ノウハウ等の指導を行う就農支援農家の設置など、産地における就農希望者の受入体制を整備する。

ウ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの地域会合を通じて、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために、本市新規就農者の集いへ参加を促すことで、認定農業者をはじめとする先輩農業者との交流の機会を設ける。また宇都宮市アグリネットワークとの連携により、生産物の販路の確保・拡大を支援する。

エ 経営力の向上に向けた支援

アのフォローアップ体制を活用した指導に限らず、中小企業診断士や金融アドバ

イザーによる財務関係の指導・助言や他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、新規就農者の経営状況に応じたきめ細やかな支援を実施する。

オ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の実質化された人・農地プラン又は地域計画との整合に留意しつつ、本基本的な構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の作成を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割

就農に向けた情報提供及び就農相談については、とちぎ農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については、栃木県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては、栃木県河内農業振興事務所、宇都宮農業協同組合等、農地の確保については、宇都宮市農業委員会、(公財)宇都宮市農業公社、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

**6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項**

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、右記の主要な土地基盤整備事業と併せ、各種の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

〔土地基盤整備計画〕

事業の種類	位置	受益の範囲		備考
		受益地区	受益面積	
県営事業	東南部	打越新田	8.0ha	平成19年～23年 芳賀, 真岡 (全体 23ha)
〃	北西部	新里	125.1ha	平成8年～18年
〃	〃	徳次郎	53.7ha	平成15年～19年
〃	〃	上石那田	24.6ha	平成27年～
〃	西南部	姿川	135.0ha	平成5年～18年
〃	〃	城山	146.4ha	平成8年～19年
〃	〃	深津	5.8ha	平成18年～22年 鹿沼 (全体 64.4ha)
〃	〃	針ヶ谷	22.0ha	平成21年～平成27年
〃	〃	幕田	60.0ha	
〃	北東部	上小倉	155.0ha	平成8年～18年
〃	〃	上田・芦沼	281.0ha	平成8年～18年
〃	〃	下田原北部	134.3ha	平成24～令和4年
〃	〃	下田原南部	65.0ha	平成15年～20年
〃	〃	下ヶ橋河原	149.0ha	平成6年～19年
〃	〃	山口	4.24ha	平成28年～ 日光 (全体 46.7ha)
〃	〃	刈沼川	38.1ha	平成30年～
〃	〃	海道	63.4ha	令和2年～
団体営事業	〃	上篠井	10.2ha	平成29年～令和2年
〃	〃	上駒生	2.4ha	令和2年～
畑地帯総合整備	東南部	清原南部	199.0ha	平成2年～18年

〔農業近代化施設整備計画〕

施設の種類	作物名	利用組織	備 考
共同乾燥調製施設	水稻, 麦	宇都宮農業協同組合	
水稻育苗施設	水 稻	宇都宮農業協同組合	
共同栽培施設	トマト	宇都宮農業協同組合	
高品質堆肥化施設	梨, トマト, 露地野菜	任意組合	

イ 本市は、農林公園を核とした都市との交流による農村の活性化を推進し、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 本市は、水田農業ビジョンの実現に向け、その推進手段である「産地づくり対策」により、水田農業経営の活性化に取り組み、水稻と麦、大豆等を適切に組み合わせた収益性の高い土地利用型農業の育成を図ることとする。また、地域の実情に即し、このような土地利用型農業を中心とした農用地利用の集積、連担化を図りながら、効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 本市は、農村環境の改善と農業用排水の水質保全に寄与するため、平成元年度から平成 16 年度まで農業集落排水事業を進めてきたが、今後は接続率の向上に努め担い手の確保のため定住条件の整備を図ることとする。

オ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、栃木県河内農業振興事務所、宇都宮市農業委員会、宇都宮農業協同組合、宇都宮市土地改良区、(公財)宇都宮市農業公社その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 4 で掲げた目標や第 2、第 3 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 宇都宮市農業委員会等の協力

宇都宮市農業委員会，宇都宮農業協同組合，宇都宮市土地改良区及び（公財）宇都宮市農業公社は，農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう，宇都宮市農業再生協議会のもとで，市と相互に連携を図りながら協力するように努めるものとする。

**第6 その他**

この基本構想に定めるもののほか，農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については，別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は，平成26年9月30日から施行する。
- 2 この基本構想は，令和4年1月4日から施行する。
- 3 この基本構想は，令和5年9月27日から施行する。

## 別紙1（第5の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める用件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項
  - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用することができることを認められること
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号又は第9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用することができることを認められること

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作物の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でない認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、地域計画推進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分に考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の支払等の定めは、農業委員会が定める農地法第21条第1項ただし書の承認基準に適合するものでなければならないものとする。</p>



③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、地域計画推進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、地域計画推進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき本市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準
<p>Iの①に同じ。</p>	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価</p>

	<p>額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>
--	--

③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存 続 期 間	②損益の算定基準
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>

③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

#### IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため、高額対価により行う取引その他特殊な事業の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>

③所有権の移転の時期
<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>